(社)日本証券アナリスト協会 教育第1企画部長 阿部 大輔

# ストック・オプション等に関する会計基準 (案)に対するコメント

本コメントはすべて個人的見解によるものであり、所属機関を代表するものではありません。

# 費用認識の相手勘定と失効時の処理

#### 1. 結論

・資本の部に表示区分する。したがって、失効時の利益計上はありえない。

## 2. ストック・オプション関連 B/S 項目の表示区分総括

	現行制度	概念フレームワーク	私の意見
少数株主持分	負債と資本の中間	純資産中のその他の要素	ストック・オプション会計基準と無関係
親会社株主持分	資本	資本	資本
ワラント転換権	負債	純資産中のその他の要素	資本 (新株予約権 = 潜在株主持分)
ストックオプション	?		
その他の包括利益	資本 (or 負債 )	純資産中のその他の要素	ストック・オプション会計基準と無関係

# 3. コメント

#### (1)新株予約権(潜在株主持分)は資本に含まれる

新株予約権(ワラント・転換権およびストック・オプション)は行使、失効いずれの場合 も親会社株主に帰属することになるので、資本の部に表示区分すべきである。

ワラント・転換権とストック・オプションは、前者では現金、後者では労働サービスを対価として等価交換した新株予約権の単位当たり価値については、当初(ワラント・転換権は発行日、ストック・オプションは付与日)から確定している点は同じだが、数量については、ワラント・転換権では発行日から権利行使開始日までの期間が短く、権利不確定による失効は通常ありえないのに対し、ストック・オプションでは付与日から権利確定日までの期間が長く、権利不確定による失効があるのでその分は数量で調整する、という違いがあるにすぎない。

ワラント・転換権、ストック・オプションを問わず、新株予約権は最初から資本(潜在株主持分)として確定しているので、権利行使最終日以降に失効しても、利益計上することはありえず、会計処理は不要(資本項目内での振替処理は別問題)である。

未だ親会社株主になることが確定していない(株券発行・自己株式交付、払込等が行われていない)という形式的要件を重視し、資本を親会社株主持分に限定している現行制度の方を、ストック・オプションの会計基準設定を契機に、資本の部に潜在株主持分を含むように改めるべきである。

## (2)少数株主持分およびその他の包括利益の取扱いは無関係

少数株主持分は、親会社の投資と子会社の資本(時価評価替後)の連結消去手続で相殺し切れなかった分が親会社 B/S 貸方に表示される連結財務諸表特有の項目であって、親会社説と経済的単一体説のどちらをとるかによってその表示区分が違ってくるが、ストック・オプションの表示区分問題とは全く関係がない。

その他の包括利益(その他有価証券評価差額、為替換算調整勘定、為替繰延ヘッジ損益等があり、現行制度で資本、負債のどちらに計上区分されているかを問わない)の取扱いは、主として、資産・負債アプローチと収益・費用アプローチが併存している現状において、投資の成果をリスクから解放された時点で利益計上(リサイクル)するか否かに係る問題であって、ストック・オプションの表示区分問題とは全く関係がない。

コメント用参考資料には資本案を支持する2番目の理由として『資本の部には、既に損益計上に結びつき得る資本直入項目が入っており、これと同様の取扱いができるはずである(失効時に利益に計上する資本直入項目の新設)』とあるが、これは、資本案とは相容れない失効時の利益計上を当然の前提としており、資本案を支持する理由として不適切である。(なお、ここにある『資本直入項目』はという用語は、概念フレームワークの定義に従うと『純資産中のその他の要素直入項目』であり、誤解を招くおそれがある。)

## 未公開会社の取扱い

#### 1. 結論

- ・理想を言えばA案(公正価値の見積り方法を工夫)だが、現実を考慮してB-2案(本源的価値を付与日で測定した後は見直さず、注記で開示を容認)に賛成。
- ・B 1 案 (本源的価値を権利行使日に至るまで見直し、損益計算に反映を容認)には反対。

#### 2. コメント

- (1)B 1 案については、コメント用参考資料の B 1 案を支持しない理由にあるとおり、 契約時に等価交換している以上、権利行使日の本源的価値を付与日の公正価値の代理 数値とみることには疑義がある、 費用計上額が労働サービスの提供と対応しない、こ とから反対。
- (2)同 B 2 案を支持する理由、 付与日の価値で測定し、その後の株価の影響を反映しない点で、本則と整合的、 権利行使日の本源的価値を付与日の公正価値の代理数値とみることができるかどうかについては評価が分かれるため、注記で開示し、その利用方法については投資家の判断に委ねることが適当である、に全く異論がない。
- (3)その反論として、「投資家が株式価値の実態を正しく判断するための情報が財務諸表本体では提供されないことになる。」とあるが、上記(2) の注記開示があれば十分と思われる。(なお、証取法で希薄化効果のある(株価 > 行使価格)新株予約権を考慮に入れた潜在株式調整後 EPS の開示が要求されているが、B 1 案では希薄化効果が潜在株式調整後 EPS の分子と分母で二重に計算されることになる。)

以上